平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの「ポイントプラス規定」(以下「規定」といいます)の改定についてご案内いたします。

1. 対象カード(いずれも個人用)

- **1)TOYOTA TS CUBIC CARD**
- **2TOYOTA TS CUBIC VIEW CARD**
- ③DAIHATSU TS CUBIC CARD
- ④ジェームス TS CUBIC CARD
- ⑤いきいきぷらちな倶楽部カード

※レクサスカードにつきましては、以下の WEB サイトでご案内しておりますので、お手数をおかけしますが、当該 WEB サイトでご確認ください。 〔掲載場所:レクサスファイナンシャルサービスホームページ https://lexus-fs.jp/rules/〕

2. 効力発生日

2024年10月1日より改定後の規定が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規定(全文)につきましては、2024年10月1日頃、当社 WEB サイトに掲載の予定です。

改定前	改定後
第 10 条(ポイントに基づく還元の条件および手続)	第 10 条(ポイントに基づく還元の条件および手続)
1.ポイントの還元手続を行うことができるのは、手続受付の時点で会員	1.ポイントの還元手続を行うことができるのは、手続受付の時点で会員
資格を有している本人会員に限るものとします。	資格を有している本人会員に限るものとします。
2.還元コースには、次のものがあり、その詳細については、本規定および	2.還元コースには、次のものがあり、その詳細については、本規定および
当社 WEB サイト等により案内されます。	当社 WEB サイト等により案内されます。
①第 11 条に定める還元金の支払(以下、「キャッシュバック」という)	①第 11 条および第 12 条に定める還元金の支払(以下、第 11
を受けるコース	条に定めるものを「ポイント払い」といい、第 12 条に定めるものを「キ
②第 12 条に定めるポイントを商品等で還元するコース	ャッシュバック」という) を受けるコース
③上記①②の他、当社が設定して案内するコース	②第 13 条に定めるポイントを商品等で還元するコース
	③上記①②の他、当社が設定して案内するコース

改定前	改定後
(新設)	第 11 条(ポイント払いによる還元)
(新設)	1.本人会員は、次の還元事由に該当した場合に、ポイント払い(当社所定の加盟店および本人会員間の取引の代金の一部または全部を、本人会員が指定するポイント還元相当額で支払う方法)の手続を申し出ることができるものとします。 ①当社所定の店舗で車両を購入した場合 ②当社所定の店舗で自動車検査を受けた場合 ③当社所定の店舗で商品等を購入しカードで決済した場合 ④その他当社が別途定め本人会員へ案内した事由に該当した場合

	2.前項①~④に定める還元事由に該当した場合の還元可能なポイ
	ント数は第17条に定める還元対象となるポイント残高(以下「還
	元対象ポイント」という)の内で、次の条件があるものとします。
	①前項①の場合、還元対象ポイントを第 17 条に定める当社所定
	数の上限まで還元するものとします。
	②前項②の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあっ
	たポイント数を第 17 条に定める当社所定数を上限として還元する
(新設)	ものとします。ただし、本人会員より指定のない場合、前号と同様とし
(*/! i\(\frac{1}{2}\)	ます。
	③前項③の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあっ
	たポイント数を、当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード
	利用代金金額を上限として還元するものとします。ただし、本人会員
	より指定のない場合、還元対象ポイントを当社所定の率で金額換算
	のうえ、当該商品のカード利用代金金額まで還元するものとします。
	④前項④の場合、還元対象ポイントを当社所定の条件まで還元する
	ものとします。
	3.本人会員は、次の方法によりポイント払いによる還元手続を行うこ
	とができます。
/±c=%\	①本人会員が保有する当社所定のモバイル端末にインストールした
(新設)	当社所定のアプリケーションを用いて、当社所定の方法で還元対象
	ポイント数を指定する方法。
	②上記の他、別途当社が定めて本人会員に案内する方法。

76-04-34-	76-774
改定前	改定後
第 11 条(キャッシュバックによる還元)	第 12 条(キャッシュバックによる還元)
1.本人会員は、次の還元事由に該当した場合に、ポイントに基づくキャ	1.本人会員は、次の還元事由に該当した場合に、ポイントに基づくキャ
ッシュバックの手続を申し出ることができるものとします。なお、キャッシュバ	ッシュバックの手続を申し出ることができるものとします。なお、キャッシュバ
ックを手続できる回数は、一の還元事由に対して 1 回とします。	ックを手続できる回数は、一の還元事由に対して 1 回とします。
①当社所定の店舗で車両を購入した場合	①当社所定の店舗で車両を購入した場合
②当社所定の店舗で自動車検査を受けた場合	②当社所定の店舗で自動車検査を受けた場合
③当社所定の店舗で商品等を購入しカードで決済した場合	③当社所定の店舗で商品等を購入しカードで決済した場合
④その他当社が別途定め会員へ案内した事由に該当した場合	④その他当社が別途定め会員へ案内した事由に該当した場合
2.前項①~④に定める還元事由に該当した場合の還元可能なポイン	2.前項①~④に定める還元事由に該当した場合の還元可能なポイ
ト数は第 16 条に定める還元対象となるポイント残高(以下「還元対	ント数は「還元対象ポイント」の内で、次の条件があるものとします。
象ポイント」という) の内で、次の条件があるものとします。	①前項①の場合、還元対象ポイントを第 17 条に定める当社所定数
①前項①の場合、還元対象ポイントを第 16 条に定める当社所定数	の上限まで還元するものとします。
の上限まで還元するものとします。	②前項②の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあった
②前項②の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあった	ポイント数を第 17 条に定める当社所定数を上限として還元するものと
ポイント数を第 16 条に定める当社所定数を上限として還元するものと	します。ただし、本人会員より指定のない場合、前号と同様とします。
します。ただし、本人会員より指定のない場合、前号と同様とします。	③前項③の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあった
③前項③の場合、還元対象ポイントの内、本人会員より指定のあった	ポイント数を、当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利
ポイント数を、当社所定の率で金額換算のうえ、当該商品のカード利	用代金金額を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より
用代金金額を上限として還元するものとします。ただし、本人会員より	指定のない場合、還元対象ポイントを当社所定の率で金額換算のう
指定のない場合、還元対象ポイントを当社所定の率で金額換算のう	え、当該商品のカード利用代金金額まで還元するものとします。
え、当該商品のカード利用代金金額まで還元するものとします。	
3.本人会員は、次の方法によりキャッシュバックによる還元手続を行うこ	3.本人会員は、次の方法によりキャッシュバックによる還元手続を行うこ
とができます。	とができます。
①本人会員は、還元手続用紙に必要な事項を記入するとともにトヨ	①本人会員は、還元手続用紙に必要な事項を記入するとともにトヨタ
タの車両販売店その他還元事由に応じて当社が指定する者の確	の車両販売店その他還元事由に応じて当社が指定する者の確認印の
認印の押印を受け、還元事由に応じて当社が定める期間内に、当	押印を受け、還元事由に応じて当社が定める期間内に、当社に対して

社に対して同用紙を提出するものとします。ただし、別途当社が認

- める場合には、確認印の受領を当社が指定する書面の添付に代えることもできます。
- ②第 14 条に定める当社の指定した先に設置されたクレジット端末機により還元手続を行う方法。
- ③上記の他、別途当社が定めて本人会員に案内する方法。

同用紙を提出するものとします。ただし、別途当社が認める場合には、確認印の受領を当社が指定する書面の添付に代えることもできます。 ②第 15 条に定める当社の指定した先に設置されたクレジット端末機

により還元手続を行う方法。 ③上記の他、別途当社が定めて本人会員に案内する方法。

改定前	改定後
第12条 (商品等による還元)	第 13 条 (商品等による還元)

改定前	改定後
第 13 条(マイルによる還元)	第 14 条 (マイルによる還元)
1. 第11条のキャッシュバックに代えて、日本航空株式会社(以下	1. 第 11 条のポイント払いおよび第 12 条のキャッシュバックに代え
「JAL」という)の運営するJALマイレージバンク(以下「JMB」	て、日本航空株式会社(以下「JAL」という)の運営するJALマ
という)によるマイル(以下「マイル」という)の登録を手続する場合、	イレージバンク(以下「JMB」という)によるマイル(以下「マイル」とい
J M B の会員資格を有していない本人会員は、マイルの登録手続時	う) の登録を手続する場合、JMBの会員資格を有していない本人
に登録するマイルの種類に応じて JMBの規約および諸規則等が適用	会員は、マイルの登録手続時に登録するマイルの種類に応じて J M B
となることを承認のうえ、JMBへの入会申込を行ったものとして取り扱	の規約および諸規則等が適用となることを承認のうえ、JMBへの入
われるものとします。また、マイルの登録手続ができる回数は、一の還元	会申込を行ったものとして取り扱われるものとします。また、マイルの登録
手続事由に対して 1 回までとします。	手続ができる回数は、一の還元手続事由に対して 1 回までとします。
2.第 12 条の商品等に代えてマイルの登録を手続する場合、本人会	2.第 13 条の商品等に代えてマイルの登録を手続する場合、本人会
員は、予め J M B の会員資格を取得するものとします。	員は、予め J M B の会員資格を取得するものとします。

改定前	改定後
第 14 条(クレジット端末機による還元手続)	第 15 条(クレジット端末機による還元手続)
1.本人会員は、第 11 条 1 項 ①~④に定める還元事由の対象	1. 本人会員は、第 12 条 1 項 ①~④に定める還元事由の対象
商品・役務等をカードで決済した当日においては、第 11 条に定める	商品・役務等をカードで決済した当日においては、第 12 条に定める
キャッシュバックの手続をトヨタの車両販売店その他当社が指定する店	キャッシュバックの手続をトヨタの車両販売店その他当社が指定する店
舗に設置された所定のクレジット端末機(以下「端末機」という)により	舗に設置された所定のクレジット端末機(以下「端末機」という)により
行うことができるものとします。	行うことができるものとします。

改定前	改定後
第15条(還元の決定)	第 16 条 (還元の決定)
3.前項の定めに加えて、当社は、JALにおいて、本人会員が第13	3.前項の定めに加えて、当社は、JALにおいて、本人会員が第14
条に定める Ј M Bに関する規約を遵守していないと認めてマイルの登	条に定める J M B に関する規約を遵守していないと認めてマイルの登
録を拒否もしくは留保した場合、または第 13 条による本人会員の入	録を拒否もしくは留保した場合、または第 14 条による本人会員の入
会を拒否もしくは留保した場合には、当該会員へのマイルの登録を拒	会を拒否もしくは留保した場合には、当該会員へのマイルの登録を拒
否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知さ	否または留保することができます。この場合、本人会員にその旨通知さ
れます。なお、当社は、マイルの登録を拒否した場合、第 11 条または	れます。なお、当社は、マイルの登録を拒否した場合、第 11 条、第
第 12 条に定める還元手続があったものとして取り扱うものとします。	12条または第13条に定める還元手続があったものとして取り扱う
	ものとします。

改定前	改定後
第 16 条(還元対象となるポイント残高)	第 17 条 (還元対象となるポイント残高)

改定前	改定後
第17条(還元の方法)	第 18 条(還元の方法)
1. 当社は、第 15 条に基づく還元決定に従い、前条に基づき還元	1.当社は、第 16 条に基づく還元決定に従い、前条に基づき還元対
対象となったポイント残高を、第 11 条または第 12 条に定める条	象となったポイント残高を、 第 11 条、第 12 条または第 13 条に定め
件で、次のいずれかの方法により還元します。	る条件で、次のいずれかの方法により還元します。

①還元の種類がキャッシュバックである場合、当社所定の率で換算した金額を、第 15 条の還元決定の直後に締め切られたカード利用代金等に充当する方法。ただし、充当すべきカード利用代金がない場合には、当該未充当の金額を、第 15 条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の支払口座に振り込むことにより支払う方法。

②還元の種類が商品等による還元である場合、本人会員の指定した商品を、第15条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の住所に送付する方法。

③還元の種類がマイルによる還元である場合、当社所定の率で換算したマイルを、第 15 条の還元決定の時点でJALにおいて管理されている本人会員のマイル登録先に登録する方法。

④還元の種類が上記①②③以外である場合には、還元の種類に応じて別途当社が定める方法。

①還元の種類がキャッシュバックである場合、当社所定の率で換算した金額を、第 16 条の還元決定の直後に締め切られたカード利用代金等に充当する方法。ただし、充当すべきカード利用代金がない場合には、当該未充当の金額を、第 16 条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の支払口座に振り込むことにより支払う方法。

②還元の種類がポイント払いである場合、当社所定の率で換算した 金額を、還元対象取引時点に当該取引金額から差し引く方法。

③還元の種類が商品等による還元である場合、本人会員の指定した商品を、第 16 条の還元決定の時点で当社に登録されている本人会員の住所に送付する方法。

④還元の種類がマイルによる還元である場合、当社所定の率で換算したマイルを、第 16 条の還元決定の時点でJALにおいて管理されている本人会員のマイル登録先に登録する方法。

⑤還元の種類が上記①②③④以外である場合には、還元の種類に 応じて別途当社が定める方法。

改定前	改定後
第18条(公租公課)	第 19 条(公租公課)

改定前	改定後
第 19 条(ポイントの消滅)	第 20 条 (ポイントの消滅)

改定前	改定後
第 20 条(カードの切替)	第 21 条(カードの切替)

改定前	改定後
第 21 条(ポイントプラスに関する疑義等)	第 22 条(ポイントプラスに関する疑義等)

改定前	改定後
第 22 条(終了·中止·変更等)	第 23 条(終了·中止·変更等)
2.当社は、第7条にいう当社所定の率もしくは加算率、第17条にい	2.当社は、第7条にいう当社所定の率もしくは加算率、第18条にい
う当社所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。	う当社所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。